

平成25年(ワ)第38号, 同第94号, 同第175号
平成26年(ワ)第14号, 同第165号, 同第166号
原状回復等請求事件

原告 中島孝 ほか
被告 国 ほか1名

第17準備書面

平成28年11月15日

福島地方裁判所第一民事部 御中

被告国訴訟代理人弁護士
被告国指定代理人

- 樋 渡 利 美 
- 新 谷 貴 昭 
- 村 橋 摩 世 
- 大 友 亮 介 
- 桐 谷 康 
- 川 上 洋 一 
- 後 藤 寿 行 
- 細 川 全 
- 前 沢 智 樹 
- 澁 谷 正 樹 
- 佐 藤 友 弥 
- 小野寺 貞 夫 
- 松 田 朋 子 

渡	邊	恭	子	
富	樾	剛	史	
小	館	卓	司	
若	月	久	幸	
志	賀	富士	夫	
井	上	一	朗	
野	崎	佳	之	
小	林		勝	
高	橋	正	史	
小	川	哲	兵	
武	田	龍	夫	
田	中	博	史	
矢	野		諭	
仲	村	淳	一	
内	山	則	之	
世	良	田	鎮	
豊	島	広	史	
谷	川	泰	淳	
小	野	祐	二	

布	田	洋	史	
足	立	恭	二	
荒	川	一	郎	
忠	内	巖	大	
止	野	友	博	
小	野	雅	士	
岩	田	順	一	
鈴	木	健	之	
森	野	央	士	
大	瀧	拓	馬	
泉	井	厚	志	
住	田	博	正	
佐	藤	滉	介	
白	津	宗	規	
服	部	翔	生	
高	野	菊	雄	
京	藤	雄	太	
田	口	周	平	
水	越	貴	紀	

福	島	正	也	
土	佐	怜	生	
西	村	治	彦	
神	谷	洋	一	
浜	島	直	子	
三	田	裕	信	
在	原	雅	乃	
後	藤	太	一	
横	山	春	香	
五	味	俊	太郎	
森		俊	貴	
大	澤	友	里恵	

被告国は、本準備書面において、原告ら準備書面(32)の「第4 本件津波による敷地への浸水深と建屋内への浸水の態様」(12～18ページ)記載の事実について認否する。

なお、略語については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 「1 本件津波よって(ママ)もたらされた浸水高(浸水深)について」
(原告ら準備書面(32)12ページ)について
認める。

第2 「2 敷地に遡上する過程において津波高さが大きくなっていること」(原告ら準備書面(32)12～15ページ)について

1 「(1) 敷地における浸水高が本来の津波高さを上回っていること」(原告ら準備書面(32)12～14ページ)について
認める。

2 「(2) 敷地に遡上する過程において津波高さが増幅されたこと」(原告ら準備書面(32)14, 15ページ)について

(1) 「第1段落」(原告ら準備書面(32)14ページ)について

第1文(「このように、…約13メートルとされている。」)は、否認する。中央防災会議による本件津波の解析結果は、福島第一発電所の「沖合1.5キロメートルの波高計地点」で算出されたものである(丙B第41号証の1・8, 9ページ, 甲B第283号証の1・6ページ)。日本土木学会等による本件津波の解析結果は、福島第一発電所の「沖合水深10メートル地点」で算出されたものである(甲B第282号証105ページ)。したがって、原告らが、これらを含む解析結果全てについて、「福島第一原子力発電所に到達した際の津波の高さの推測値」であるとしている点は

誤りである。

第2文（「これに対して、…大きくなっている。」）は、被告東電による本件津波の解析で算出された検潮所位置の最大津波高13.1メートルと、原子炉建屋敷地の浸水高O.P. +14～15.5メートルを比較すると、後者が前者より1～2.5メートル程度大きくなっているという限りにおいて認める。

第3文（「また、沖合の…もたらされていることとなる。」）は、日本土木学会等による本件津波の解析で算出された福島第一発電所の沖合水深10メートル地点での津波高約10メートルと、原子炉建屋敷地の浸水高O.P. +14～15.5メートルを比較すると、後者が前者の約1.5倍の数値になっているという限りで認める。

(2) 「第2段落」（原告ら準備書面(32)14, 15ページ）について

記載が正確でないため、否認する。津波がタービン建屋等の障害物に到達すると、当該箇所における波の高まりが生じるが、一方で、障害物の遮蔽効果により、障害物の後方位置の浸水高は低くなることもある。また、陸上へ遡上した後の津波の挙動は、津波の継続時間にも左右され得るため、津波の継続時間次第では、陸上の浸水高が低くなることもある。したがって、海側の津波高と比較して陸上の浸水高が必ず高くなるわけではなく、計測する浸水高の位置や津波の継続時間等にも左右される。

なお、地形や地上構造物の影響によって特定の地点の波高が高まっても、それ以外の地点の波高が弱まることもあるし、当該地点まで到達した水量が変わるわけではなく、波圧が減少することもあるから、原告らの主張が、波高の増幅自体が常にその後の浸水を増やすという趣旨で記載されたものであれば、それは誤りである。

第3 「3 建屋内の浸水深が周囲の浸水深を大きく下回っていること」（原告

ら準備書面(32)15～17ページ)について

1 「柱書き」(原告ら準備書面(32)15ページ)について

(1) 「第1段落」(原告ら準備書面(32)15ページ)について

第1文(「以下, …をみることにする。」)は, 認否の限りでない。

第2文(「このうち, …不明とされている。」)は, 認める。

(2) 「第2段落」(原告ら準備書面(32)15ページ)について

認否の限りでない。

2 「(1) 1号機タービン建屋1階への浸水状況」(原告ら準備書面(32)15ページ)について

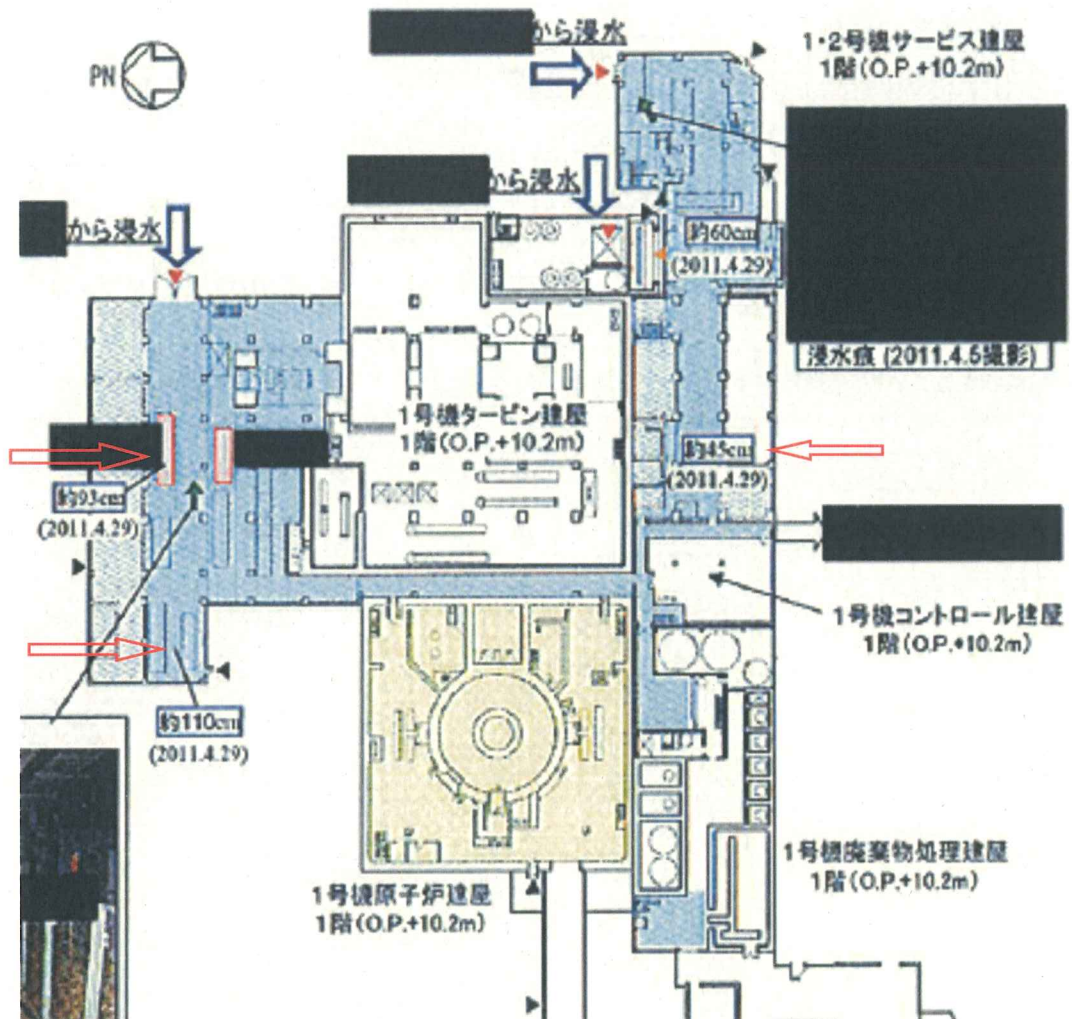
(1) 「第1段落」(原告ら準備書面(32)15ページ)について

認める。

(2) 「第2段落」(原告ら準備書面(32)15ページ)について

否認する。約93センチメートルの浸水深は, タービン建屋1階に設置されたM/C(1C)付近における計測値であり, 約110センチメートルの浸水深は, タービン建屋1階の西方位置(大物搬入口の正反対)における計測値であり, いずれも大物搬入口付近における計測値ではない。また, 約45～60センチメートルの浸水深も, 入退域ゲート付近における計測値ではない(甲B第185号証の1・4-43ページ 第4.1.3-1図(1))。

[図(1)の当該部分を抜粋]



3 「(2) 2号機タービン建屋1階への浸水状況」(原告ら準備書面(32)15, 16ページ)について

(1) 「第1段落」及び「第2段落」(原告ら準備書面(32)15ページ)について

認める。

(2) 「第3段落」(原告ら準備書面(32)16ページ)について

2号機タービン建屋1階の浸水深が明示されていないこと、大物搬入口からの浸水と建屋西側の浸水範囲が甲B第185号証の1・4-44ページ第4.1.3-1図(3)記載の範囲に止まること、上記2カ所の浸水

範囲の直下が非常用電源設備等の設置場所でないことは認め、上記2カ所からの浸水が「地下1階の非常用電源設備等の機能喪失の原因とは判断されない」との点は原告らの評価ないし意見であるから、認否の限りでない。

(3) 「第4段落」(原告ら準備書面(32)16ページ)について

第1文(「『1号機との連絡通路』からの浸水については、…留まるものといえる。」)は、甲B第185号証の1・4-44ページ記載の第4.1.3-1図(3)に1号機との連絡通路からの浸水深の計測値が記載されていないこと、2号機へ浸水した海水の流入元となった1号機(正確には1・2号機サービス建屋)の浸水深が約45~60センチメートルであったこと、2号機タービン建屋1階に設置された配電盤の被水が盤基礎部に限定されていたことは、いずれも認め、「1号機との連絡通路からの浸水」による浸水深が約45~60センチメートル程度に留まるものといえる」との点は、原告らの評価ないし意見であるから、認否の限りでない。

第2文(「なお、…示している。」)は、「図(3)の下の写真の浸水痕」が不明瞭であり正確に把握できないため、否認する。

(4) 「第5段落」(原告ら準備書面(32)16ページ)について

第1文(ただし、…判断される。))は、2号機タービン建屋における浸水経路の調査が高線量のため実施できておらず(甲B第185号証の1・4-44ページ第4.1.3-1図(4)脚注参照)、正確な浸水経路は不明であるため、否認する。第2文(「また、…高い。」)は、原告らの評価ないし意見であるから、認否の限りでない。

4 「(3) 3号機タービン建屋1階への浸水状況」(原告ら準備書面(32)16, 17ページ)について

(1) 「第1段落」(原告ら準備書面(32)16ページ)について

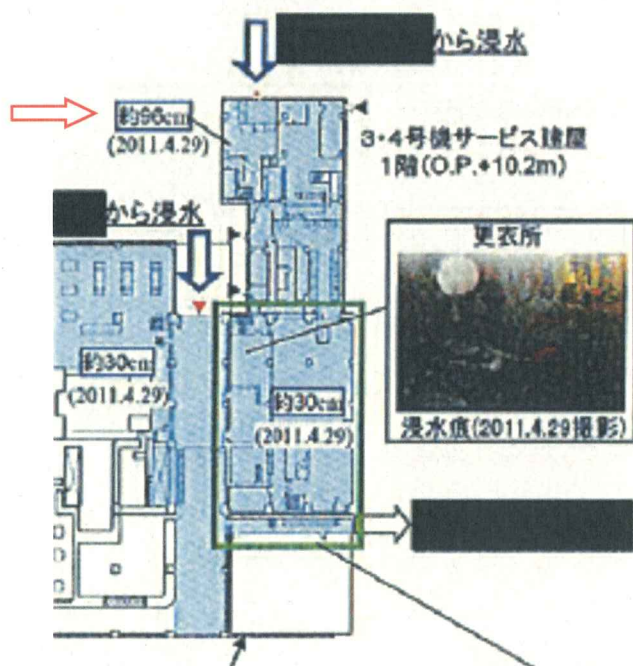
第1文(「3号機タービン建屋1階へは、…(4-38頁、及び4-45頁の図(5))。))は、認める。

第2文及び第3文（「なお、各浸水経路…示すことができる。」）は、甲B第286号証の添付資料1の上段・右から2枚目の写真の左側の建物の壁面下部にあるD/G給気ルーバが3号機であることについては不知、その余は認める。

(2) 「第2段落」（原告ら準備書面(32)16ページ）について

3号機のタービン建屋1階の浸水域が南側に限定されていることは認めるが、その浸水深が約30センチメートルにとどまることは否認する。同所では、約96センチメートルの浸水深も計測されている（甲B第185号証の1・4-45ページ 第4.1.3-1 図(5)）。

〔図(5)の右上を拡大して抜粋〕



(3) 「第3段落」（原告ら準備書面(32)17ページ）について

第1文（「しかし、…もたらされた。」）は、不知。

第2文（「また、…可能性が高い。」）は、原告らの評価ないし意見であるから、認否の限りでない。

第4 「4 建屋の水密化の防護措置により浸水を防ぐことができたこと」(原告ら準備書面(32)17, 18ページ)について

1 「第1段落」(原告ら準備書面(32)17ページ)について

甲B第185号証の1において記載されている被告東電が計測した浸水深のデータが30～110センチメートルの範囲であったという限りで認める。

2 「第2段落」及び「第3段落」(原告ら準備書面(32)17ページ)について

一般論として、建屋の構造物やその施設が一定限度海水流入の際に抵抗となることは認めるが、その余は原告らの評価ないし意見であるから、認否の限りでない。

3 「第4段落」(原告ら準備書面(32)17ページ)について

「当然に」とある点は原告らの評価ないし意見であるから認否の限りでなく、その余は認める。なお、タービン建屋の開口部が完全に開放されたとしても、タービン建屋内の位置によっては、タービン建屋周辺に近い浸水深になる部分もあれば、異なった浸水深になる部分もあり得る。

4 「第5段落」(原告ら準備書面(32)17ページ)について

本件地震発生当時、4号機が定期検査中であったこと、同号機タービン建屋内に漂流物が流入し、海水が同建屋2階に到達したこと、甲B第88号証145ページに「福島第一原発では地震発生当時、搬入口が開放されていたため、タービン建屋への津波の侵入を許しています。」との記載があることについては認め、その余は本件津波当時の4号機の大物搬入口の開閉状態が必ずしも明らかでないため否認する。

5 「第6段落」(原告ら準備書面(32)17ページ)について

1号機から3号機が本件事故当時定期検査中でなかったこと、1号機から3号機の建屋2階に海水が流入していないことは認めるが、漂流物の流入の有無は明らかでないため、その余は不知。

6 「第7段落」(原告ら準備書面(32)17, 18ページ)について

第1文(「これらの…果たしていたこととなる。」)は、開口部に特別の防水対策が取られていなかったことは認めるが、その余は原告らの評価ないし意見であるから、認否の限りでない。

第2文(「こうした事実は、…示している。」)は、争う。

第5 「5 浸水経路は溢水勉強会によって正しく予見されていたこと」(原告ら準備書面(32)18ページ)について

1 「第1段落」及び「第2段落」(原告ら準備書面(32)18ページ)について

認める。

2 「第3段落」(原告ら準備書面(32)18ページ)について

第1文(「『号機間の連絡通路』は、…浸水経路ではない。」)は否認する。

第2文(「よって、…わかる。」)は、争う。

3 「第4段落」(原告ら準備書面(32)18ページ)について

争う。津波対策についての考え方及び本件事故の結果回避可能性が認められないことについては、被告国の第16準備書面で述べたとおりである。

以上